

高槻市公衆浴場法施行細則及び高槻市旅館業法施行細則の一部改正の概要とその対応について

【改正の概要（表1）】

浴槽水における水質検査項目（全4項目※）のうち、有機物の指標にかかる検査項目を改正

改正前	改正後
過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。	全有機炭素の量は、1リットルにつき8ミリグラム以下であること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している場合その他の全有機炭素の量の測定の結果によることが適当でないとは保健所長が認める場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。

- ※ 有機物以外の濁度、大腸菌群数、レジオネラ属菌については、改正ありません。
- ※ プール水の有機物の指標に係る検査項目（過マンガン酸カリウム消費量）については、改正ありません。

【塩素系消毒剤の成分名の把握】

有機物の指標にかかる検査項目を定めるため、以下により各浴槽において使用する塩素系消毒剤の成分名を把握すること。

- ・外箱や添付文書により成分名を確認する。
- ・上記により把握できない場合は、メーカーに成分名を確認する。

【塩素系消毒剤と、適用する検査項目（表2）】

使用する塩素系消毒剤の成分名	適用する検査項目（基準値）
次亜塩素酸ナトリウム	全有機炭素（TOC） （8mg/L以下）
次亜塩素酸カルシウム（さらし粉）	
二酸化塩素	
電解次亜塩素酸水 （塩化ナトリウムの電気分解により生成するもの）	
上記の消毒剤を混合して使用する場合	
ジクロロイソシアヌル酸	過マンガン酸カリウム消費量 （25mg/L以下）
トリクロロイソシアヌル酸	
以下の例に該当する等、全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合	

例

- ・ジクロロイソシアヌル酸又はトリクロロイソシアヌル酸を混合した消毒剤を使用している。
- ・直近の浴槽水の入換え後から採水までの間に、ジクロロイソシアヌル酸又はトリクロロイソシアヌル酸や、これらを混合した消毒剤を通常の消毒とは別に随時使用した。

【水質検査機関へ水質検査を依頼する際の留意点】

- ・採水した浴槽検体において使用する塩素系消毒剤の成分名を伝え、これに対応する検査項目で検査するよう依頼すること（上記「表2」参照）。